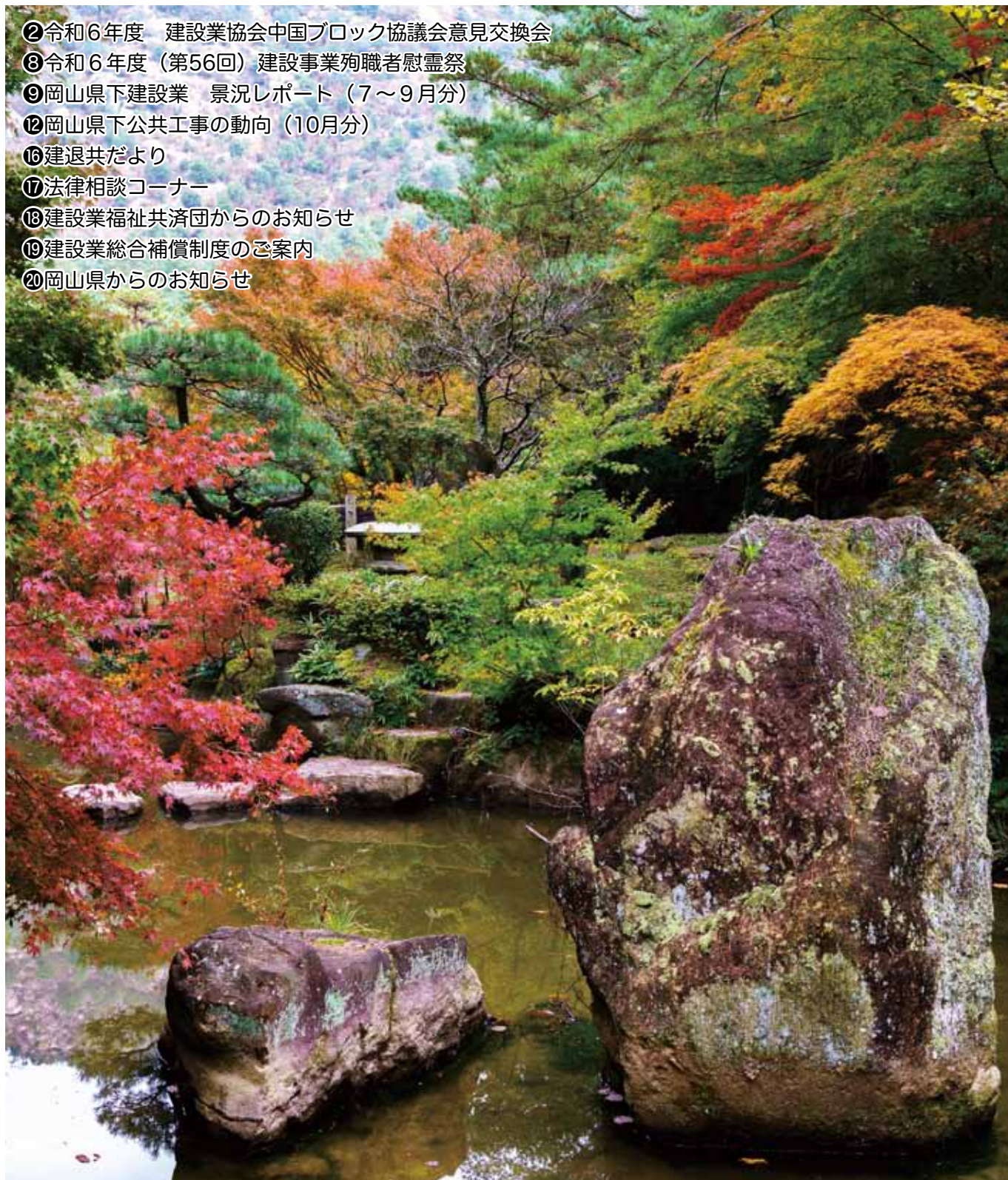


Okakenkyo News Letter

2024
11月
855号

岡山県建設業協会 会報

- ②令和6年度 建設業協会中国ブロック協議会意見交換会
- ⑧令和6年度（第56回）建設事業殉職者慰霊祭
- ⑨岡山県下建設業 景況レポート（7～9月分）
- ⑫岡山県下公共工事の動向（10月分）
- ⑯建退共だより
- ⑰法律相談コーナー
- ⑱建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑲建設業総合補償制度のご案内
- ⑳岡山県からのお知らせ



みやま公園[玉野市]（提供：岡山県観光連盟）

令和6年度 建設業協会中国ブロック協議会意見交換会

開催地：鳥取市

10月17日（木）鳥取市のホテルニューオータニ鳥取において、令和6年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会が開催されました。

国土交通省から堤不動産・建設経済局大臣官房審議官、沓掛大臣官房技術審議官、宮沢大臣官房参事官、奥田大臣官房技術調査課長、高橋不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室長、榎谷大臣官房技術調査課企画専門官、中国地方整備局から林局長、深井副局長、津森企画部長、田宮建政部長、橋本営繕部長、中国地方各県土木部長他が出席されました。

全建からは、今井会長、山崎専務理事並びに中国五県建設業協会の会長、副会長他が一堂に会しました。

会議は、中国ブロック協議会会長の檜山会長からの挨拶、来賓挨拶に引き続き、協議会からの提案議題について意見交換を行いました。



提案議題

1 防災・減災対策と中長期的な社会資本整備に係る予算の確保について

近年、我が国では、台風、豪雨、地震など自然災害の激甚化・頻発化が顕著となり、加えて南海トラフ地震等のような大規模地震に対する備えも必要であり、防災・減災、国土強靱化に向けた取り組みはますます重要になっています。

また、地域社会を支える社会インフラについても、建設後50年以上となる橋梁やトンネルが今後20年で大幅に増加するなど、老朽化が進んでいます。国民の誰もが安全・安心に暮らすため、今後
も中長期的な計画に基づき、当初予算において防災・減災やインフラ老朽化対策、維持管理のため
に必要な公共事業予算の安定的、継続的な確保をお願いいたします。

また、昨年6月改正の「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」では、「国土強靱化実施中期計画」策定が法定化され、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進することとされました。

つきましては、国土強靱化に関する施策を切れ目なく推進するため「国土強靱化実施中期計画」を一刻も早く策定していただくとともに、新たに策定する実施中期計画では、災害対策の必要性・
緊急性及び建設資機材の価格高騰等を踏まえ、「5か年加速化対策」を上回る事業規模を確保してい
ただきますようお願いいたします。

2 国土強靱化地域計画の策定について

地方自治体においては、長期にわたり土木系の技術職員の減少傾向が継続しており、中でも市町村での不足は深刻である。国においては、複数の市町村にまたがる一定区域のインフラを「群」と捉え、県がリードして管内の市町村と連携するなど、一体的にマネジメントをする仕組みとしての「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」を令和5年度からモデル事業としてはじめている。

一方、国土強靱化地域計画の策定に当たっても、人材不足が顕著な小規模市町村では、同じ構図が当てはまることから、「群マネ」の手法を国土強靱化地域計画策定にも導入し、広域連携によって、地域計画を策定する方式を確立していただきたい。

また、県内全体を見ると中長期的な計画がなく、被災したところから手を付けるという事後対応となっており、地域ごとに見れば、事業量が多い年度と少ない年度の差が極端になっているため、建設会社としては、経営計画や採用計画が立てられず、設備投資もできないという状況がある。

このため、地域計画の中に、その地域に必要な事業及び事業量を盛り込むことで、災害対応など市町村にとって必要不可欠な地域密着の建設業の足腰を強化することとなり、結果的に国土強靱化の実が挙がるものと考える。

3 地域建設業の社会的役割についての国民への広報について

地域建設業は、地域のインフラ整備や維持管理の担い手であると同時に、毎年のように発生する集中豪雨などによる自然災害や、今後、発生が予想される巨大地震など、災害発生時に場合によっては消防警察そして自衛隊よりもいち早く駆けつけて、道路啓開と応急復旧活動にあたるなど、地域社会の安全・安心の確保を担う「危機管理産業」としての重要な役割を担っています。

今年１月に発生した能登半島地震においても石川県などの建設業協会を中心として、建設業者がその日のうちに活動を開始しています。

しかしながら、このような建設業者の姿は、残念ながら国民にはあまり伝えられていない、理解されていないのが現状です。

ただ、翌日のＴＶ報道で、不眠不休で対応していた地元建設業者が「ワシらがやらんにゃあ、誰がやるんかい」と淡々とインタビューに応じていたのを見たとき、この使命感のつぶやきが多く国民に伝わっていればと思ったことを記憶しています。

とかく建設業をマイナスイメージで扱うことの多いマスメディアですが、「危機管理産業」としての地域建設業の大切さや、新４Ｋを目指し、今やＩＴ産業とも言える建設業の魅力を、我々も積極的に発信すべきであり、マスメディアももっと取り上げて欲しいと考えています。

そのためには、国土交通省のみならず総務省消防庁などの関係機関が、公共工事の重要性・必要性とともに「建設産業が危機管理産業として社会に必要な産業」であるとの国民の理解を浸透させるため、マスメディアへの働きかけを含めた国民への広報を、既にその広報戦略を示されている全国建設業協会やその他建設関係団体とともに、さらに力強く進められるよう要望します。

最近では大手のみならず多くの地域建設企業のＣＭが発信をされていますが、国として、例えば、「災害に立ち向かう建設産業を描くＴＶ番組」の企画制作・放送への支援を行うなど、業界と連携しながら戦略的取組みをしていただきたいと思います。ひいてはイメージアップと人材確保にも大きくプラスとなるのではないかと考えます。

4 現場管理費率及び一般管理費率の引き上げについて

1) 現場管理費率について

公共工事設計労務単価は12年連続で引き上げていただき、さらに4月から適用された時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用についても、積算に反映していただき感謝申し上げます。

しかしながら、設計労務単価が平成24年度比で75.3%増となった一方で、主任技術者や監理技術者報酬が計上されている現場管理費については、大きな改定がないまま現在に至っています。

第三次・担い手三法の改正で、現場技術者の専任義務の合理化など生産性向上に向けた施策を実施するなど、配慮していただいておりますが、現状、現場ではより高い品質が求められている中、週休2日制の推進や時間外労働の縮減など働き方改革に対応するために、複数の技術者を配置するなどして対応せざるを得ない状況であり、企業経営の負担となっています。

さらには、労働者の処遇改善策として、標準労務費の確保と行き渡りを目指すうえで、労務費へのしわ寄せがないよう下請け会社の自社経費を確実に確保していくことも重要となってくると考えられます。

つきましては、現場技術者の処遇改善と地位向上及び労務費の行き渡りを進めるため、政策的な現場管理費率の引き上げをお願いします。

2) 一般管理費率について

工事請負計画に係る低入札価格調査基準中央工事契約制度運用連絡協議会モデルでは、基準価格は直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費等の68%の合計額とされており、最大で予定価格の92%とされています。

しかし、実際の現場では、それぞれの項目をすべて最低限度額で実施することは不可能であり、最近の流れの中では、直接工事費、共通仮設費、現場管理費ともほぼ100%が必要となります。

仮に直接工事費1億円の道路改良工事を予定価格の92%で落札し、直接工事費、共通仮設費、現場管理費が100%必要となると、標準積算で2,328万円の一般管理費が、それぞれのしわ寄せで1,003万円とわずか43%にしかありません。

発注者の中には、「落札しない自由がある」といわれる方もいらっしゃいますが、背に腹は代えられません。受注するためには標準の43%の一般管理費しか確保できないことが分かっているにもかかわらず、92%で応札せざるを得ないのが現状です。

標準の43%しかない一般管理費では利益はほぼなく、事務職員の賃上げも厳しく、ましてや人材育成等将来に向けた投資は困難であります。

地域建設業が適正な利潤を確保し、将来に向けて健全な発展ができるよう一般管理費率の引き上げをお願いします。

5 工法選定等における省人化について

担い手確保のため、新4K（給与、休暇、希望、かっこいい）の実現に向け、官民一体となって取り組んでいるところではあるが、一方で国内の生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は2020年の7500万人余から2040年には6200万人余の約8割に減少するとした推計がなされている。（国立社会保障・人口問題研究所）

こうしたことから、この4月には「i-Constuction2.0」が策定され、2040年度までに建設現場の省人化を少なくとも3割（＝生産性を1.5倍向上）を目指し、施工やデータ連携、施工管理の3つを対象とした建設現場のオートメーション化が打ち出されました。

このi-Con2.0で示された「自動施工」や「遠隔施工」、「シームレスなデータ共有」、あるいは「リモート施工管理」などの導入に係るロードマップでは、大規模工事で先行し、県や市町村レベルの工事規模に実装されるのは長期（11～15年後程度）のイメージとなっています。

しかしながら、地方の中小建設業者においては担い手の減少が加速する中、時間的余裕は無く、引続き「地域の守り手」として存続していくためには、即効性のある施策が必須です。より安全で、かつ省人化に資する工法選定を基本とし、また例えば石工の減少や過酷な肉体労働を補うために大型ブロックの使用を標準化するなど、発注段階（若しくは変更時点）での省人化対策をお願いします。

具体には、工法や使用資機材の選定において、数値化した省人化の程度を選定基準の基本指標に据え、かつ技術公務員の不足に悩む市町村等においても活用し易いよう、選定パターンを標準化するなど、「省人化が基本」となるような新たな取組をお願いします。

令和6年度（第56回） 建設事業殉職者慰霊祭



祭詞を読み上げる荒木会長

当協会では、建設労働災害の撲滅並びに建設工事現場において不幸にも殉職された方の御霊を慰霊するため、10月24日（木）午後1時30分より、岡山市中区にある建設事業殉職者慰霊碑前で、岡山縣護國神社の河野宮司を斎主として、令和6年度（第56回）建設事業殉職者慰霊祭を執り行いました。

647柱の御霊に対し、正副会長並びに理事、監事をはじめ参列者一同は玉串を捧げてご冥福をお祈りするとともに、建設現場における労働災害の根絶を改めてお誓いいたしました。



建設事業殉職者慰霊碑

岡山県下建設業

景況レポート（7月～9月）

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス＝景況判断指数）です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良	い	10%	—	良	い	25%	B.S.I. =（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した 企業割合）×1/2 =（25－30）×1/2 =△2.5
やや良い		15%					
変わらず		45%	—	変わらず		45%	
やや悪い		20%					
悪	い	10%	—	悪	い	30%	
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

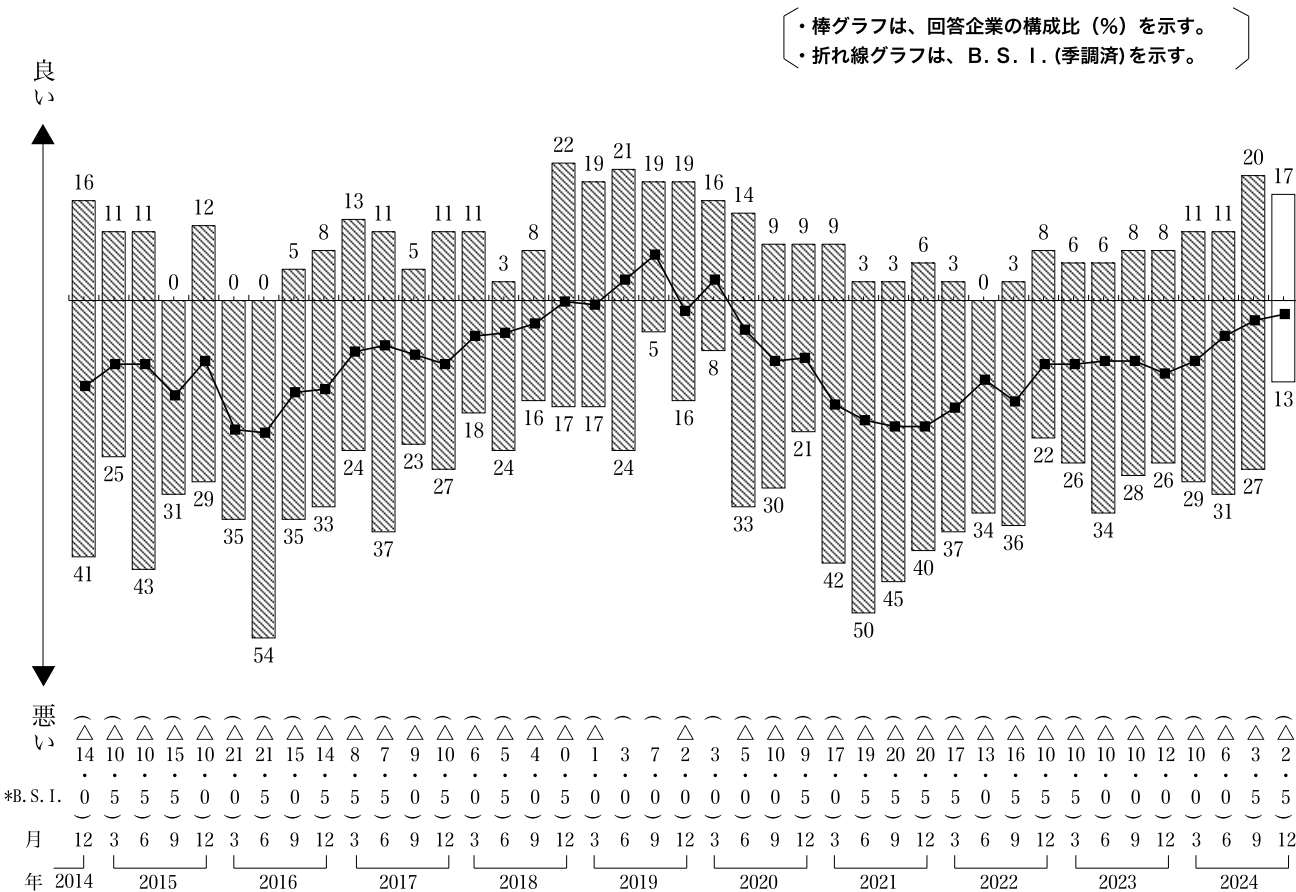
I. 岡山県の状況

1. 概 観

項 目		前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 6.0	↗	△ 3.5	↗	△ 2.5
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 1.5	↗	0.0	↘	△ 7.5
	官 公 庁 工 事※	△ 7.0	⇒	△ 7.0	↘	△ 12.0
	民 間 工 事※	4.5	↘	3.0	↘	△ 2.5
(3) 資金繰り	資 金 繰 り※	0.5	↗	3.0	↘	△ 0.5
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	3.5	↗	7.5	↘	5.5
	短 期 借 入 金※	0.5	↘	△ 2.0	⇒	△ 2.0
	短 期 借 入 金 利	14.5	↗	17.5	⇒	17.5
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 2.5	⇒	△ 2.5	⇒	△ 2.5
	資 材 の 価 格	34.0	↘	25.0	↗	26.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 24.0	↗	△ 23.5	↘	△ 26.0
	建設労働者の賃金	23.0	↗	24.0	↘	21.0
(7) 収 益	※	△ 11.5	↗	△ 5.0	↘	△ 12.5

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気



Ⅱ. 中国地区の状況

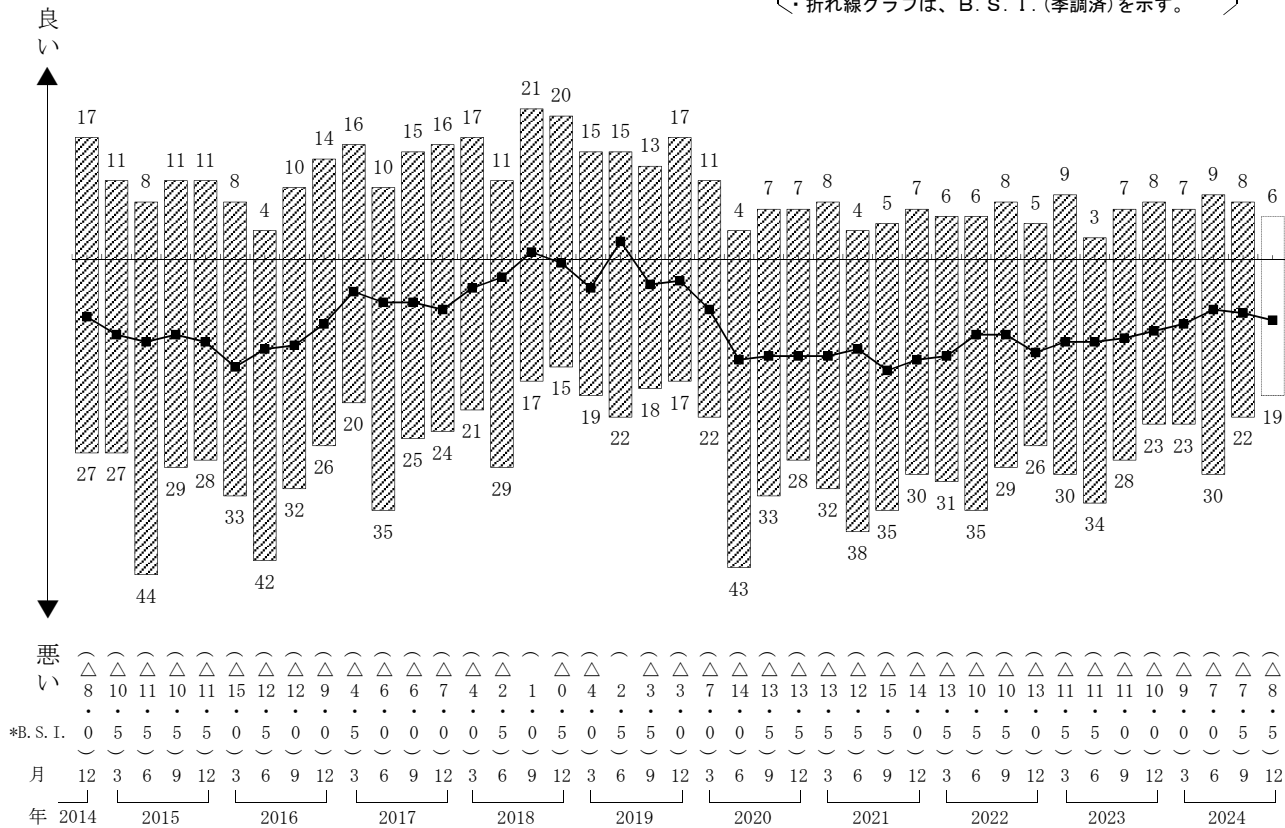
1. 概 観

項 目		前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 7.0	↘	△ 7.5	↘	△ 8.5
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 6.5	↘	△ 10.0	↘	△ 11.0
	官 公 庁 工 事※	△ 11.0	↘	△ 13.5	↗	△ 11.5
	民 間 工 事※	0.0	↘	△ 3.5	↘	△ 8.5
(3) 資金繰り	資 金 繰 り※	0.0	⇒	0.0	↘	△ 2.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	5.5	⇒	5.5	↘	4.5
	短 期 借 入 金※	△ 2.0	↗	△ 0.5	↘	△ 1.5
	短 期 借 入 金 利	6.0	↗	13.5	↗	14.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 5.0	↘	△ 6.5	↗	△ 6.0
	資 材 の 価 格	32.5	↘	24.5	↘	22.5
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 23.5	↗	△ 21.5	↘	△ 23.0
	建設労働者の賃金	25.0	↘	24.0	↘	20.0
(7) 収 益	※	△ 8.0	↘	△ 9.0	↘	△ 10.5

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

〔 ・棒グラフは、回答企業の構成比(%)を示す。
・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済)を示す。 〕



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。
<https://www.wjcs.net/keikyo/>

岡山県下公共工事の動向 〈10月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 単月（令和6年10月）

1. 全般の状況

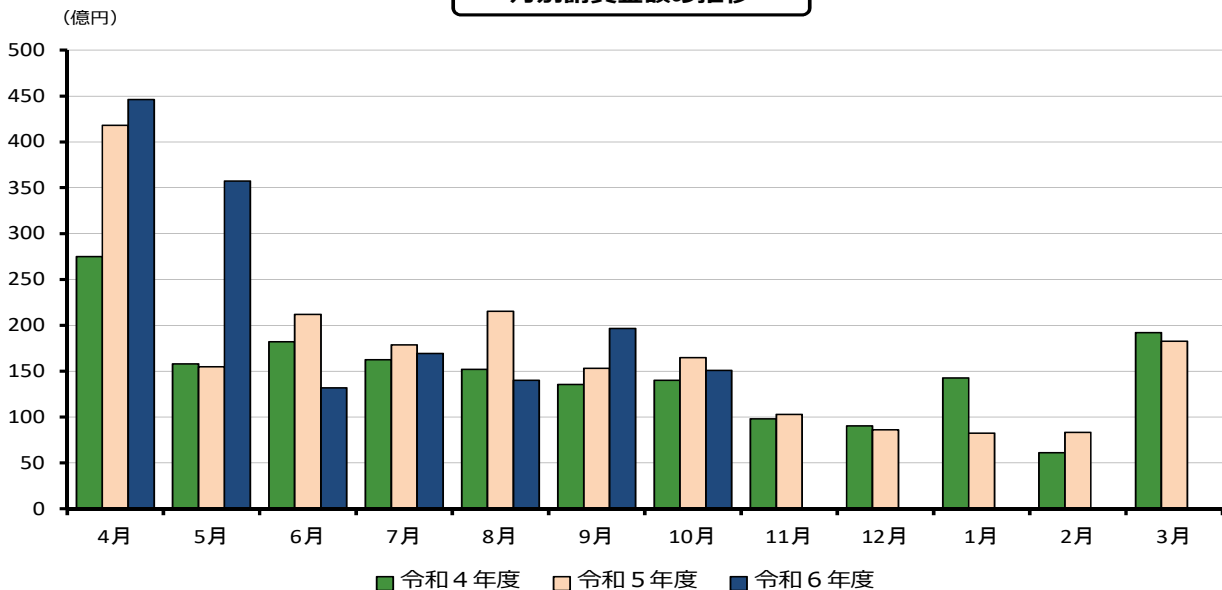
令和6年10月の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比3.0%増（13件増）の453件、請負金額は同8.5%減（13億円減）の150億円となった。

これを発注者別の請負金額でみると、独立行政法人等で213.5%増、県で6.0%増、その他公共的団体で増加となったものの、国で77.9%減、市町村で2.8%減となった。

（金額単位：百万円）

		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	4	825	▲17	▲2,906	▲81.0%	▲77.9%
	独立行政法人等	5	2,033	2	1,385	66.7%	213.5%
	岡山県	194	3,428	23	193	13.5%	6.0%
	市町村	247	8,609	2	▲244	0.8%	▲2.8%
	その他公共的団体	3	172	3	172	<	<
合 計		453	15,071	13	▲1,399	3.0%	▲8.5%
令和5年度		440	16,470	▲61	2,464	▲12.2%	17.6%
令和4年度		501	14,006	▲13	▲2,058	▲2.5%	▲12.8%
令和3年度		514	16,064	3	528	0.6%	3.4%
令和2年度		511	15,536	▲144	▲8,959	▲22.0%	▲36.6%

月別請負金額の推移



Ⅱ. 累計（令和6年4月～令和6年10月）

1. 全般の状況

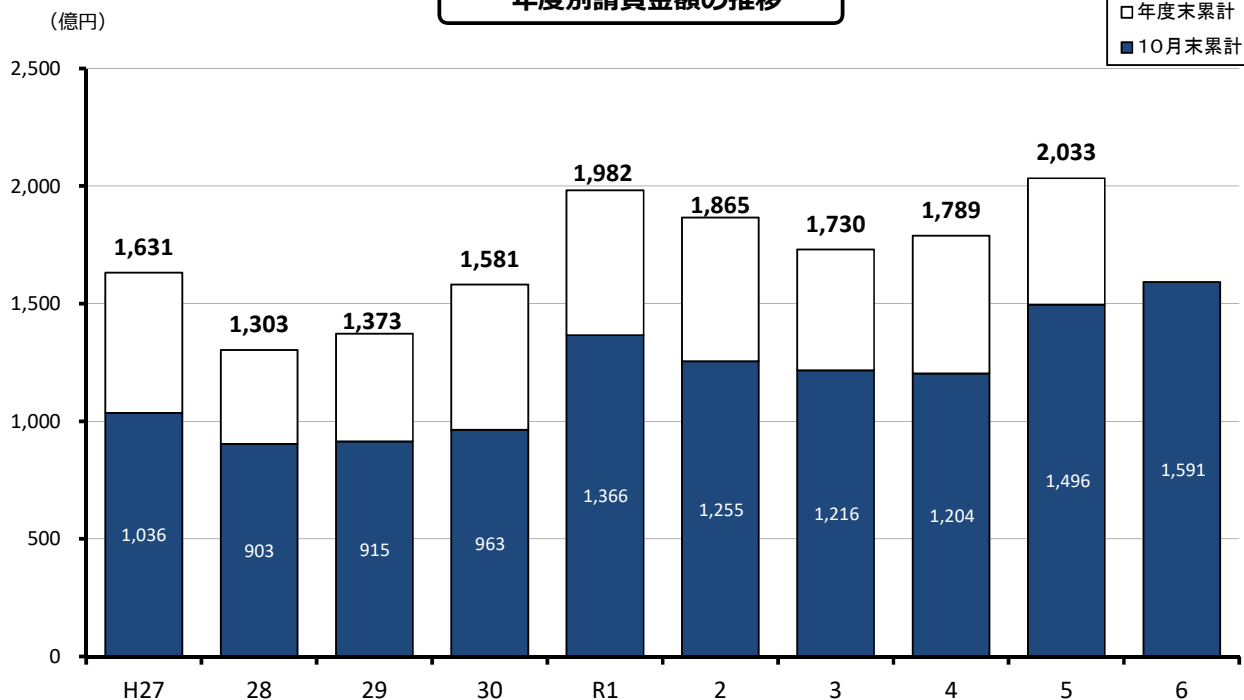
令和6年度（令和6年4月～令和6年10月）の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比0.7増（19件増）の2,592件、請負金額は同6.4%増（95億円増）の1,591億円となった。

これを発注者別の請負金額でみると、国で23.7%減、県で15.0%減となったものの、独立行政法人等で66.0%増、その他公共的団体で30.7%増、市町村で12.3%増となった。

（金額単位：百万円）

		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	106	14,567	▲21	▲4,517	▲16.5%	▲23.7%
	独立行政法人等	46	16,990	2	6,752	4.5%	66.0%
	岡山県	1,045	26,611	59	▲4,709	6.0%	▲15.0%
	市町村	1,368	93,510	▲17	10,240	▲1.2%	12.3%
	その他公共的団体	27	7,492	▲4	1,759	▲12.9%	30.7%
合 計		2,592	159,172	19	9,526	0.7%	6.4%
令和5年度		2,573	149,645	75	29,162	3.0%	24.2%
令和4年度		2,498	120,483	▲116	▲1,140	▲4.4%	▲0.9%
令和3年度		2,614	121,623	▲57	▲3,972	▲2.1%	▲3.2%
令和2年度		2,671	125,595	▲548	▲11,074	▲17.0%	▲8.1%

年度別請負金額の推移



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地 区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡 山 地 区	59,817	9,391	18.6%	国	7,600	1,236	19.4%
				独法等	3,748	1,866	99.2%
				岡山県	9,291	▲5,247	▲36.1%
				市町村	37,383	11,722	45.7%
				その他	1,793	▲186	▲9.4%
東 備 地 区	7,799	3,813	95.7%	国	435	139	46.8%
				独法等	2,823	2,755	4040.0%
				岡山県	1,366	▲47	▲3.4%
				市町村	3,173	966	43.8%
				その他	0	0	－
倉 敷 地 区	35,197	▲11,029	▲23.9%	国	2,437	▲4,053	▲62.4%
				独法等	0	▲1,088	－
				岡山県	4,169	▲2,043	▲32.9%
				市町村	27,292	▲3,249	▲10.6%
				その他	1,297	▲593	▲31.4%
井 笠 地 区	15,567	2,135	15.9%	国	3,270	▲1,718	▲34.4%
				独法等	1,230	191	18.4%
				岡山県	1,815	▲44	▲2.4%
				市町村	5,011	637	14.6%
				その他	4,239	3,070	262.5%
高 梁 地 区	5,138	1,623	46.2%	国	18	3	22.4%
				独法等	303	228	305.1%
				岡山県	930	▲182	▲16.4%
				市町村	3,886	1,574	68.1%
				その他	0	0	－
新 見 地 区	3,967	▲375	▲8.6%	国	126	▲67	▲34.7%
				独法等	730	▲143	▲16.4%
				岡山県	1,385	296	27.2%
				市町村	1,665	▲486	▲22.6%
				その他	59	26	79.0%
真 庭 地 区	10,363	278	2.8%	国	29	4	20.2%
				独法等	5,414	500	10.2%
				岡山県	2,136	271	14.6%
				市町村	2,783	▲498	▲15.2%
				その他	0	0	－
津 山 地 区	13,201	3,041	29.9%	国	422	▲194	▲31.5%
				独法等	800	503	169.7%
				岡山県	3,580	1,933	117.4%
				市町村	8,295	1,356	19.5%
				その他	102	▲556	▲84.4%
勝 英 地 区	8,118	646	8.7%	国	225	133	146.4%
				独法等	1,938	1,938	<
				岡山県	1,936	355	22.5%
				市町村	4,017	▲1,781	▲30.7%
				その他	0	0	－
合 計	159,172	9,526	6.4%	国	14,567	▲4,517	▲23.7%
				独法等	16,990	6,752	66.0%
				岡山県	26,611	▲4,709	▲15.0%
				市町村	93,510	10,240	12.3%
				その他	7,492	1,759	30.7%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
中小計	2,427	81,360	33	▲3,760	1.4%	▲4.4%
大手計	114	20,676	▲14	▲675	▲10.9%	▲3.2%
共同企業体	51	57,135	0	13,962	0.0%	32.3%
合 計	2,592	159,172	19	9,526	0.7%	6.4%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
土 木	1,700	68,444	28	▲5,881	1.7%	▲7.9%
建 築	253	58,595	31	17,075	14.0%	41.1%
電 気	116	8,932	2	1,945	1.8%	27.9%
管	83	9,772	10	4,986	13.7%	104.2%
測量・調査・設計	305	3,697	▲39	▲149	▲11.3%	▲3.9%
その他	135	9,730	▲13	▲8,449	▲8.8%	▲46.5%
合 計	2,592	159,172	19	9,526	0.7%	6.4%

建設業退職金共済制度普及功労者表彰について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyo.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、10月の「建設業退職金共済制度加入促進月間」にあわせて、長年にわたり建設業退職金共済制度の普及・拡大、適正な履行の確保の促進に尽力し、建設労働者の福祉の増進に寄与した事業所に対し、理事長表彰を行っています。

今年度、岡山県内からは次の2事業所が受賞され、10月11日（金）に表彰伝達式を行いました。

受賞された事業所

河野建設株式会社 様（岡山市南区福富東1丁目6番19号）
大浦建設株式会社 様（倉敷市連島町連島1985）



建設業界の皆様へ

建退共制度に 加入しませんか

福祉の増進と企業の振興のための
国の退職金制度です



加入できる事業主
建設業を営む事業主
対象となる労働者
建設業の現場で働く方
掛金は
一日320円

特長

- 法律に基づき運営される国が作った制度
- 建退共加入は「経営事項審査」で加点評価
- 国の助成により掛金の一部が免除
- 掛金は全額非課税(掛金または必要経費に算入)
- 複数企業で就業しても通算して退職金を支給
- 加入の手続きは簡単

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業岡山県支部
TEL.086-225-4133 FAX.086-225-5392

第173回 下請法と今後の手形の扱い

●相談内容●

最近公正取引委員会から「手形サイトの短縮について」という文書が出ていることを知りました。当社は下請業者に対する支払い方法として、支払期日を締日起算で120日とする手形を振り出す方法をとっていますが、この扱いを変更すべきでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

下請法の規制について

下請法上、親事業者は下請事業者に対して、「割引を受けることが困難である」と認められる手形を交付することは禁止されています（下請法4条2項2号）。

「割引を受けることが困難である」という要件については複数回通達が出されており、かつては、振り出した手形のサイト（手形期間・決済期間）は繊維業が90日以内、それ以外の業種では120日以内であるべきとされていました。

しかし、令和3年にすべての手形のサイトを60日以内にするようにするという通達が出されました。とはいえ、当時はコロナ渦だったこともあり、その運用が実際になされることはないまま、従来の運用が続いていました。

公正取引委員会からの10月の通達

令和6年10月1日に公正取引委員会から通達が出され、令和6年4月30日から指導基準を変更しており、令和6年11月1日以降に下請代金を支払う場合、サイトが60日を超える長期の手形を交付した場合には指導する方針であること及び現にサイトを変更する方針ではない親事業者約600名に対して注意喚起を行ったことを通知しました。

このことから、債権発生時期、すなわち締日から60日を超える支払期日となっている手形については、下請法違反に該当するとして指導の対象となるというわけです。今までは通達に反していないとして適切に運用されていたとされていた手形が、実は通達に違反し、ひいては下請法に反していないかを見直さなくてはならない状況になったわけです。

もちろん、一方こちらが下請業者側になる場合には、サイトが短い手形については、支払いの方法として認められないことを指摘して、自社を守ることもできるようになります。

手形について今後見込まれること

今回は手形のサイトについての通達が出されていますが、公正取引委員会からの通達では、手形を利用することなく、基本は現金払いをするべきであるという通達が出されています。他には、手形そのものについて今後廃止し、電子決済を推奨するような動きが出てきています。そのため、手形を利用しない決済の方法を推進していくことを必要となります。

手形を用いない電子決済は、債務者にとって簡便化等の利益があることはもちろんですし、債権者にとってもデータを用いた管理が可能となるため、利便性を向上させる道具となり得ます。

この機会に、決済に関するシステムも含めて再度構築を検討するというのはいかがでしょうか。

令和5年度の契約者割戻率は 16.46% !

建設共済保険では保険事業の決算で生じた剰余金を契約者にお支払いする「契約者割戻金制度」を令和4年度から導入しており、令和5年度の決算(令和6年3月31日)において4.05億円の剰余金が発生しました。

剰余金は3年平均にして割り戻されますので、令和5年度における「直近3事業年度の剰余金平均値(下表「剰余金の取扱い」ご参照)は4.84億円であり、この金額を原資として算出した契約者割戻率は16.46%になりました。

[参考] 令和4年度実績: 20.53%

令和6年度、7年度も契約者割戻金をお支払い!

下表に記載の通り、令和6年度は4.84億円に同年度の決算によって剰余金が生じた場合その1/3を加算(+ α)した額、令和7年度は1.35億円+ α に同年度の決算によって剰余金が生じた場合その1/3を更に加算(+ β)した額を原資とした契約者割戻金をお支払いすることが確定しており、その年度の決算日(3月31日)に保険契約が有効に成立している契約者は、契約者割戻金によって掛金負担が軽減されます。

この機会にぜひ建設共済保険にご加入ください。

○ 剰余金の取扱い

決算年度	A 剰余金	発生した事業年度を含め剰余金を3事業年度に分割(A÷3)		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
令和3年度	0円	0円		
令和4年度	10.48億円	3.49億円 (R4:2/3回)	3.49億円 (R4:3/3回)	
令和5年度	4.05億円	1.35億円 (R5:1/3回)	1.35億円 (R5:2/3回)	1.35億円 (R5:3/3回)
B 直近3事業年度の 剰余金平均値		4.84億円	4.84億円 + α	1.35億円 + α + β
C 基準保険料総額		29.43億円	令和6年度に剰余金が生じた場合にはその1/3が加算(+ α)されます。	令和6年度に剰余金が生じた場合にはその1/3が加算(+ α)され、同様に令和7年度に剰余金が生じた場合にはその1/3が加算(+ β)されます。
割戻率(B÷C)		16.46%		

[参考]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
過去の割戻率	9.01%	8.60%	20.53%
過去の割戻金額の平均	9,900円	9,900円	23,800円

地盤崩壊危険補償特約 のご案内

工事中の地盤崩壊事故に備えを!

地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。
一般的な請負業者賠償責任保険で補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、
建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です!
しかも「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償・ワイドプラス補償)」なら標準補償で補償されない部分もカバー!!

支払限度額: 1事故、保険期間中 **1,000万円**もしくは**2,000万円**(免責金額5万円)

完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合

【標準補償】



年間保険料 **39,000円**

地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)で安心!

【ワイド補償】※ワイド補償により新たに支払対象となる部分には、縮小支払割合50%が適用されます。

年間保険料 **58,000円**



本制度ならではの!
補償がワイドなのに
保険料が割安!!(注1)

地盤崩壊危険補償特約(ワイドプラス補償)で更に安心!

【ワイドプラス補償】

年間保険料 **75,000円**

ワイド補償と同じ補償範囲で縮小支払割合の適用がありません。

支払限度額を上限に **損害額の100%をお支払い** (注2)

ワイド補償に
プラスした
補償

標準補償・ワイド補償にご加入の皆様はワイドプラス補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか? ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

(注1) 団体のスケールメリットを活かした、個別にご加入いただくよりも割安な保険料です。

(注2) 縮小支払割合の適用はありませんが、免責金額が適用されますので、5万円は自己負担となります。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(請負業者賠償責任保険)の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B23-XXXXXX 承認年月: 2024年4月

高齢者交通安全県民運動

運動期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

◇スローガン◇

高齢の歩行者に対するもの	「光ります ルールとマナーと 反射材」
高齢の自転車利用者に対するもの	「しっかりと 守ってお手本 交通ルール」
高齢の運転者に対するもの	「無理をせぬ 老いの自覚が 防ぐ事故」
高齢者の保護に対するもの	「ささえ愛 絆で守る 高齢者」

高齢者交通安全 5 則

- ① ま まっ っぎの安全を待つ
- ② み みる 周囲の状況を見る
- ③ む むりせず止まる 交差点などでは無理せず止まる
- ④ め め立つ 夜光反射材を着用して目立つ
- ⑤ も もっと知る 自分の身体機能の変化をもっと知る

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

協会日誌

- 6.10. 1 中国地方整備局との意見交換会
- 6.10. 3 全国建設業労働災害防止大会総合集会(東京)
- 6.10. 9 中間監査
- 6.10.11 令和6年度建設業退職金共済制度普及功労者表彰伝達式
- 6.10.11 正副会長会
- 6.10.17 令和6年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会(鳥取)
- 6.10.24 理事会
- 6.10.24 令和6年度(第56回)建設事業殉職者慰霊祭



WARM BIZ
ウォームビズ

暖房の温度を上げる前に
もう一枚羽織ってみませんか?

ウォームビズ県民運動実施中
11/1-3/31

岡山県



WARM BIZ

室温目安
20℃

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。ウォームビズもこの運動の一つです。

岡山県
「ももっちゅうらっち」

過度な暖房に頼らず、冬を快適に過ごすライフスタイル

岡山県

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp